

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領別記3第13に基づき定める 熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業の運用

制定

8 農 振 第 1582 号
令 和 8 年 8 月 27 日
農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

令和8年熊本地震に対する特別措置として、別紙に掲げる事業により整備された施設を復旧し、その機能の回復を図るとともに、被災した市町村等が被災地域の復興に向けて、被災地域及びその他の地域と協力し、農山漁村の再生のための整備、地域資源等を活用するための整備、更には安心・安全な農山漁村地域への定住及び交流等を促進するための施設の整備、補強等を行うために実施する熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業（以下「本事業」という。）については、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）別記3第13に基づき、本運用に定めるところにより実施するものとする。

第2 対象施設

本事業の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、別紙に掲げる事業により整備された施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第1項から第4項までに規定する施設、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第3条及び第16条に規定する措置の対象となる施設並びに農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第5条に定める処分制限期間を超過した施設を除く。）とする。

第3 事業実施内容

1 被災施設の復旧等事業

（1）被災施設の復旧等事業は、令和8年熊本地震により被災した施設の整備（原則として、原形への復旧をいい、原形への復旧が著しく困難又は不適当な場合にあつては、原形への復旧に代わる改修及び整備をいう。以下同じ。）であつて、一箇所又は一施設の工事の費用が40万円以上のものに限るものとする。

なお、対象施設における残存物件の取壊しに要する費用、整地費、排土費等は、附帯工事費として工事の費用に算入できるものとする。また、被災した施設の整備に必要となる計画策定等に要する経費（報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、物品・備品購入費、調査試験費）を交付対象事業費に算入できるものとする。

（2）（1）の「原形への復旧」とは、対象施設を被災前の位置において、被災前と等し

い形状、寸法及び材質の施設に復旧することをいう。

(3) (1) の「原形への復旧に代わる改修及び整備」とは、次に掲げる行為をいう。

- ① 地形若しくは地盤等が変動した場合又は対象施設の撤去が困難な場合において、被災前の当該対象施設と同様の効果又は機能を発揮するために必要最小限度において位置、形状若しくは寸法を変更し、材質を改良し、又は排水工、山留工等を設けて工事を施工すること。
- ② 対象施設の主要な構造物に折損、傾斜等が生じた場合において、補強等により工事を施工すること。
- ③ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他建築物に関する法令の規定を遵守するために必要な最小限度の工事を施工すること。

2 被災防止対策事業

被災防止対策事業は、対象施設のうち、地域の身近な公共施設として日頃から地域の集会施設として活用され、また災害時等の避難場所として活用されるなど、人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強等とする。

第 4 事業実施区域

本事業の実施区域は、令和 8 年熊本地震の影響を受けた福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とする。

第 5 事業実施主体

本事業の実施主体は、実施要領別記 3 第 1 の 2 に定める者とする。

第 6 活性化計画の添付書類等

- 1 計画主体（実施要領別記 3 第 1 の 2 の（4）に定める計画主体をいう。以下同じ。）は、本事業を実施しようとするときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による活性化計画に第 12 の 1 及び 2 に定める書類（以下「添付書類」という。）を添付し、九州農政局長を経由して農林水産大臣に提出するものとする。
なお、本事業に係る活性化計画及び添付書類の提出は、令和 9 年 1 月末日までとする。
- 2 農林水産大臣は、1 の規定により活性化計画及び添付書類の提出があったときは、その内容を審査し、法第 7 条第 2 項の規定による交付金の交付対象となる活性化計画の決定を行い、その旨を九州農政局長を経由して、計画主体に対して通知するものとする。
- 3 交付対象となる活性化計画の決定の通知を受けた計画主体は、遅滞なく、県にあっては関係市町村（県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあっては県に、その旨を通知するものとする。

第 7 活性化計画及び交付対象事業別概要の変更

計画主体は、第6の2の規定により交付対象として決定を受けた活性化計画について、区域及び目標の変更、廃止及び追加並びに交付限度額（第3の1及び2に定める事業の事業費ごとに第8の3の交付額算定交付率を乗じた額の合計額）の増加を行う場合には、変更後の活性化計画及び添付書類を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合、第6の1及び2の規定を準用するものとする。

第8 国の助成等

- 1 国は、第6の2の規定により、交付対象として決定された活性化計画に基づく本事業の実施に要する経費に充てるため、計画主体に対し、予算の範囲内で、農山漁村振興交付金（農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第1に規定する農山漁村振興交付金をいう。）を交付することができる。
- 2 交付金の交付の手続は、交付等要綱に定めるところによるものとする。
- 3 交付金の交付額を算定するための交付額算定交付率は、2分の1とする。
- 4 経費の配分及び調整

計画主体は、交付限度額の範囲内で、交付対象事業別概要に掲げられた交付対象事業間で、経費の配分及び調整を行うことができるものとする。

第9 事業完了に伴う手続

- 1 しゅん功届
事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、本事業で整備した施設の工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出るものとする。なお、計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。
- 2 事業の実績報告
(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付等要綱第21の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して計画主体に報告するものとする。
なお、計画主体は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。
(2) 計画主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設の写真及び領収書等を添付して、九州農政局長に報告するものとする。

第10 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 本事業に係る交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定するなどの方法により、他の経理と区分して行うものとする（交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費については区分を明確にしておくこと。）。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、分（負）担金の徴収の根拠法規を有するものとはもとより、農林漁業者等の組織する団体等の根拠法規のない場合にも請求書を発行す

るなどの方法により、個人別分（負）担を明確にするとともに徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

- 3 事業費の支払は、工事請負人等からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 6 人件費（給料、賃金等）の算定等にあつては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知)」に従うこと。

第 11 交付金交付決定前の着工

本交付金の交付決定前に本事業の着工をする必要がある場合の手続は、実施要領別記 3 第 6 の 2 に定めるところによるものとする。

ただし、交付等要綱第 10 の 3 に定める交付決定前着工届に替えて、第 12 の 3 に定める書類を提出するものとする。

第 12 計画書等の様式

本事業において掲げる計画書等の様式は、次のとおりとする。

- 1 農山漁村振興交付金（熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業）事業実施計画（参考様式 1）
- 2 農山漁村振興交付金（熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業）事前点検シート（参考様式 2）
- 3 農山漁村振興交付金（熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業）交付決定前着工届（参考様式 3）

附 則

この通知は、令和 8 年 8 月 27 日から施行する。

別紙

熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業の対象となる事業

熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業の対象となる事業は、以下の通知に基づいて行った事業とする。

- 1 振興山村農林漁業特別開発事業実施要領（昭和 41 年 7 月 4 日付け 41 農政 A 第 1252 号農林事務次官依命通達）
- 2 山村開発センター設置事業実施要領（昭和 45 年 6 月 30 日付け 45 農政第 3068 号農林事務次官依命通達）
- 3 山村地域農林漁業特別対策事業実施要領（昭和 47 年 9 月 1 日付け 47 農政第 3845 号農林事務次官依命通達）
- 4 農村地域工業導入特別対策事業実施要綱（昭和 48 年 7 月 26 日付け 48 構改 B 第 1956 号農林事務次官依命通達）
- 5 特定農山村振興特別対策事業実施要領（昭和 50 年 6 月 25 日付け 50 構改 B 第 1068 号農林事務次官依命通達）
- 6 出稼地域農業者就業改善対策実験事業実施要領（昭和 50 年 7 月 31 日付け 50 構改 B 第 1347 号農林事務次官依命通達）
- 7 山村地域農林漁業特別対策緊急補足整備事業実施要領（昭和 53 年 5 月 31 日付け 53 構改 B 第 923 号農林事務次官依命通達）
- 8 山村地域集落環境整備等緊急対策事業実施要領（昭和 54 年 5 月 15 日付け 54 構改 B 第 686 号農林水産事務次官依命通達）
- 9 農村地域定住促進対策事業実施要領（昭和 54 年 6 月 5 日付け 54 構改 B 第 851 号農林水産事務次官依命通達）
- 10 第三期山村振興農林漁業対策事業実施要領（昭和 54 年 9 月 1 日付け 54 構改 B 第 1397 号農林水産事務次官依命通達）
- 11 新農村地域定住促進対策事業実施要領（昭和 59 年 8 月 15 日付け 59 構改 B 第 1202 号農林水産事務次官依命通達）
- 12 農山村地域活性化緊急対策事業実施要領（昭和 62 年 9 月 8 日付け 62 構改 B 第 891 号農林水産事務次官依命通達）
- 13 ふるさと振興・高齢者生きがいパイロット事業実施要領（昭和 63 年 7 月 22 日付け 63 構改 B 第 375 号農林水産事務次官依命通達）
- 14 農村地域わかもの定住圏等創造事業実施要領（平成 2 年 8 月 1 日付け 2 構改 B 第 761 号農林水産事務次官依命通達）
- 15 農村地域ふるさと生活圏整備事業実施要領（平成 3 年 4 月 11 日付け 3 構改 B 第 363 号農林水産事務次官依命通達）
- 16 農山漁村活性化定住圏創造事業実施要領（平成 4 年 4 月 9 日付け 4 構改 B 第 360 号農林水産事務次官依命通達）
- 17 新山村振興農林漁業対策事業実施要領（平成 4 年 4 月 9 日付け 4 構改 B 第 362 号農林

水産事務次官依命通達)

- 18 美しいむらづくりモデル地区整備事業実施要領（平成4年4月9日付け4構改B第388号構造改善局長通達）
- 19 中山間集落機能強化等促進事業実施要領（平成5年4月1日付け5構改B第417号農林水産事務次官依命通達）
- 20 山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領（平成7年2月9日付け7構改B第129号農林水産事務次官依命通達）
- 21 中山間地域資源活用整備事業実施要領（平成7年11月13日付け7構改B第1035号農林水産事務次官依命通達）
- 22 農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業実施要領（平成8年5月10日付け8構改B第341号農林水産事務次官依命通達）
- 23 田園地域マルチメディアモデル整備事業実施要綱（平成9年4月1日付け9構改D第155号農林水産事務次官依命通達）
- 24 ふるさと水と土ふれあい事業実施要領（平成9年4月1日付け9構改D第183号構造改善局長通達）
- 25 美しいむらづくりモデル地区特別整備事業実施要領（平成9年4月1日付け9構改B第241号構造改善局長通達）
- 26 やまびこ学園交流体験実践モデル事業実施要領（平成9年4月1日付け9構改B第299号農林水産事務次官依命通達）
- 27 田園空間型グリーン・ツーリズム整備事業実施要領（平成10年12月11日付け10構改B第1172号農林水産事務次官依命通達）
- 28 農山村地域就業機会創出緊急特別対策事業実施要領（平成10年12月16日付け10構改B第1164号農林水産事務次官依命通達）
- 29 中山間地域農地保全緊急体制整備事業実施要領（平成10年12月16日付け10構改B第1167号農林水産事務次官依命通達）
- 30 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領（平成11年3月19日付け11構改B第322号農林水産事務次官依命通知）
- 31 遊休農地解消総合対策事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第313号農林水産事務次官依命通知）
- 32 やすらぎの交流空間整備事業実施要領（平成12年11月22日付け12構改B第1122号構造改善局長通知）
- 33 棚田地域等保全整備事業実施要領（平成12年11月22日付け12構改D第902号構造改善局長通知）
- 34 地域資源活用ふれあい交流空間整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13農振第3177号農村振興局長通知）
- 35 都市農村ふれあい農園整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13農振第3552号農村振興局長通知）
- 36 里地棚田保全整備事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2425号農村振興局長通知）
- 37 やすらぎ空間整備事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2754号農村振興局

長通知)

- 38 田園自然環境保全整備事業実施要領（平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2630 号農村振興局長通知）
- 39 森林づくり交付金実施要領(平成 17 年 3 月 23 日付け 16 林整計第 362 号林野庁長官通知)
- 40 強い水産業づくり交付金実施要領（平成 17 年 3 月 23 日付け 16 水港第 3237 号水産庁長官通知）
- 41 強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 林政経第 198 号林野庁長官通知）
- 42 元気な地域づくり交付金実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 農振第 2364 号農林水産事務次官依命通知)（都市農業振興条件整備を除く。）
- 43 広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱（平成 19 年 4 月 2 日付け 18 農振第 2119 号農林水産事務次官依命通知）
- 44 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 100 号農林水産事務次官依命通知)
- 45 食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2356 号農林水産事務次官依命通知)
- 46 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 農振第 393 号農林水産事務次官依命通知）
- 47 農山漁村振興交付金実施要領(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2326 号農林水産省農村振興局長通知) の別紙 5 及び別紙 6
- 48 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2311 号農林水産省農村振興局長通知）
- 49 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）の別記 3
- 50 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）の別記 3

参考様式1

農山漁村振興交付金
(熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業)
事業実施計画

計 画 主 体 名	計 画 期 間

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 活性化計画の交付対象事業について(交付対象事業別概要)

県名	(ふりがな) 市町村名	(ふりがな) 地区名	(ふりがな) 施設等名称	左記施設を整備 した対象事業 (※別紙参照)	対象事業 実施期間 (○～○年)	本事業 実施期間	事業内容	事業規模等	(ふりがな) 事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	備考 (被災状況及び被災施設の 復旧が必要な理由等)
合計														—

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・対象事業には、本運用の別紙の事業名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容及び施設名を併せて記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・備考には、被災した施設の被害状況及び被災施設の復旧等が必要な理由を記載すること。

(参考様式 2)

農山漁村振興交付金
(熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業)
事前点検シート

計画主体名			
計画期間 実施期間	～ ～	総事業費（交付金）	千円（ 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		
事業の推進体制は確立されているか		
計画期間・実施期間は適切か		
交付金額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か		

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか		
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、		

木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか		
合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか		
事業内容、事業実施主体については、実施要領別記 3 第 1 の 1 及び 2 に定める要件等を満たしているか		
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		
建設・整備コストの低減に努めているか		
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
整備予定場所は、被災前の位置又は集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的や二次災害防止等を勘案して適正か		
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		
交付対象は施設別上限事業費の範囲内か（施設の延べ床面積 1 ㎡当たり 29 万円以内）		

⑬の高生産性農業用機械施設のうち低コスト耐候性ハウス、⑰の農林水産物処理加工施設及び⑱の農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱」（令和４年４月１日付け３農産第２８９０号農林水産事務次官依命通知）別記１のⅡのⅡ－１の第２の４の（２）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか		
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		
他の事業（農林水産業共同利用施設災害復旧災害復旧事業等）への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）		

注１ 項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。

２ 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

(参考様式 3)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
(〇〇県知事 殿)

事業実施主体名(計画主体名)
代 表 者 氏 名 〇〇 〇〇

農山漁村振興交付金
(熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業)
交付決定前着工届

農山漁村振興交付金(地域資源活用価値創出対策)実施要領別記3第13に基づき定める熊本地震農山漁村活性化施設復旧等事業の運用(令和8年8月27日付け8農振第1582号農村振興局長通知)第11の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届け出ます。

記

- 1 活性化計画の名称
- 2 事業内容
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着工予定年月日
- 6 しゅん功予定年月日
- 7 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

注:計画主体(事業実施主体である計画主体を含む)が本届を提出する場合は、提出先を九州農政局長とする。